

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月25日

【会社名】 ナカバヤシ株式会社

【英訳名】 NAKABAYASHI CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 湯本 秀昭

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市中央区北浜東1番20号

【電話番号】 大阪(06)6943-5555

【事務連絡者氏名】 常務取締役 管理統括本部長 作田 一成

【最寄りの連絡場所】 東京都板橋区東坂下二丁目5番1号

【電話番号】 東京(03)3558-1255

【事務連絡者氏名】 常務取締役 東京本社総務部長 岡野 秀生

【縦覧に供する場所】
ナカバヤシ株式会社東京本社

(東京都板橋区東坂下二丁目5番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成30年6月22日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年6月22日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 剰余金の処分に関する事項

イ 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 300,000,000円

ロ 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 300,000,000円

2. 期末配当に関する事項

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項およびその総額

1株につき金12円 総額312,773,784円

ロ 効力発生日

平成30年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

イ 当社および子会社の今後の事業展開に備えるため事業目的を追加したいと存じます（第2条）。追加項目は以下の2点でございます。

国際チャート株式会社を当社グループに迎えたことに関連し、同社とのシナジー効果を得るため、その業務である「医療用品、医療用機械器具の開発製造販売および輸出入」を当社の事業目的に追加するものであります（新第22号）。

今後の販売促進事業の強化を視野に入れ、諸施設の運営・管理を追加するものであります（新第31号）。

ロ 関係会社の増加と事業展開の拡大に伴い、管理監督機能の強化のため、取締役の員数を10名から12名に増員したいと存じます（第17条）。

ハ コーポレートガバナンスの強化、経営体制の透明化のために相談役・顧問制度を廃止することとし、関連規定を削除し、以下の条数を繰り上げるものであります（現行第23条の削除）。

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）11名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）として、辻村肇、湯本秀昭、中林一良、中之庄幸三、岡野秀生、作田一成、前田洋二、黒川修、西口和広、松南修および山口伸淑の11氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	179,025	149	0	(注) 1	可決 (99.92)
第2号議案 定款一部変更の件	178,093	1,081	0	(注) 2	可決 (99.40)
第3号議案 取締役(監査等委員 であるものを除 く。)11名選任の件					
辻村 肇	176,108	3,066	0		可決 (98.29)
湯本 秀昭	177,934	1,240	0		可決 (99.31)
中林 一良	178,033	1,141	0		可決 (99.36)
中之庄幸三	177,933	1,241	0		可決 (99.31)
岡野 秀生	177,920	1,254	0	(注) 3	可決 (99.30)
作田 一成	177,931	1,243	0		可決 (99.31)
前田 洋二	177,719	1,455	0		可決 (99.19)
黒川 修	177,933	1,241	0		可決 (99.31)
西口 和広	177,718	1,456	0		可決 (99.19)
松南 修	177,719	1,455	0		可決 (99.19)
山口 伸叔	176,318	2,856	0		可決 (98.41)

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。